る見解を述べます。 る最近の照会について説明し、 今回は、本会に寄せられた議会運営に関す これらに関す

的見解であることを予めお断りしておきます。 なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人

Q1 ても、 賛成することは可能から の提出者がなることが可能か。 出された。この修正案の提出者に原案 の議員から修正案 議案提出者と修正の動議について また、修正案の提出者とはならなく 『員が提出した意見書案に対し、 修正案の表決において修正案に (修正の動議) が提

えます。 可能性があります。 から提出議員としての見識を問う意見が出る した議案の修正を希望する行為は、 法上は可能でも議案の提出者自身が自ら提出 禁じる規定がないことが理由です。しかし、 が修正案の提出者や修正案に賛成することを **A1** 結論から述べますと、 地方自治法や会議規則に議案提出者 いずれも可能と考 他の議員

の手続を行うのが適当です。 市議会会議規則第19条)に基づく議案の訂正 成するのではなく、 通常は、議案の修正案の提出や修正案に替 提出者が会議規則

調査広報部法制参事

本 橋

謙治

成することは可能ですが、提出者であること 案の修正案の提出者になることや修正案に替 えます。 議案の訂正を基本とする対応をするべきと考 から、このようなことは不適当であると解し、 以上のことから、議案提出者が提出した議

Q2 議案提出者による賛成討論の実施に

通告してきた。当該通告を認めるべき を行った場合はどうか。 か。また、議案の賛成者が同様の通告 いて、提出者である議員が賛成討論を 議会に提出された議員提出議案につ

行うことを禁じる会議規則等がないことか A2 Alと同様に、 議案の提出者が賛成討論を

> えます。 ら、 議案の提出者による賛成討論は可能と考

案に対して討論することができない。」とし 様と考えます。 を行った提出者の賛成討論の場合に比べて低 を行っていない提案者が賛成討論を行う場合 出者の賛成討論は好ましい運営ではありませ 論一回の原則) 討論は一議題につき1人1回という原則 賛成討論を行っていると考えることができ において提案説明を行っているため事実上 いと考えます。議案の賛成者の賛成討論も同 ん。ただし、提案者が複数であり、提案説明 「議案の発議者となった議員は、 上記の問題点に留意する必要性は、 なお、 の趣旨に反することから、 国会 (参議院) その は先例

定し、運用することも一つの方法と考えます。を控えるなどの申し合わせなどを議会内で決提出者である議員は、当該議案に対する討論以上のことから、議案の提案説明を行った

参考 参議院先例集308

対して討論することができない。議案の発議者となった議員は、その議案に

○図 議員の表決の変更について
・ 表員会で反対を表明した議員が本会議で賛成を表明することは可能か。また、これに先立ち本会議で反対討論をたいという旨の発言を行った。
このような発言に対し、議長はどのこのような発言に対し、議長はどのような発言に対し、

A3 まず、本会議で委員会と異なる表決をすることの可否についてですが、可能と考えます。 委員は、自己の表決の訂正、つまり委員会での採決で反対した場合は、後の委員会において先の自己の表決を賛成に訂正することはできません(標準市議会会議規則第129条)。しかし、委員会での表決の後に改めて検討した結

ることは可能です。
果、本会議において委員会と異なる表決をと

会議規則の表決の訂正の禁止は、委員会での表決を本会議で訂正すること(標準市議会会表決を本会議で訂正すること(標準市議会会議規則第75条)を禁止するものであり、Qのように委員会で反対を表明した議員が本会議で賛成を表明することを禁じる規定ではありません。しかし、このような行為は他の議員から当該議員の道義的責任を問う意見が出る可能性がありますので、可能ならば、議会運営委員会などであらかじめ表決を変更するに至った経緯等について説明しておくことが適当です。

室等を述べるものです。といった計論直後の発言についてですが、議事進行発言とは議員が議長に対し、差し迫った議事進行発言とは議員が議長に対し、賛成を発言通告書の提出を必要としないで、賛成を発言のですが、仮に

をすることを勧めることも考えられますが、議長が対応できることはほとんどありません。強いていうならば、議長としては採決において具体的な意思を表明して欲しい旨を述識して外のないできることはほとんどありませばる程度と考えます。なお、議長が対応できることはほとんどありませい。

することを勧める発言はできません。ことから、討論一回の原則により反対討論を当該議員は既に討論を行っている(賛成討論)

参考 標準市議会会議規則

ことができない。
第75条 議員は、自己の表決の訂正を求める

第129条 委員は、自己の表決の訂正を求

社会のではなく、議案提出者、議案賛成者に対する質疑について者、議案賛成者に対する質疑について者に対して質疑を希望している。このような場合、議案の賛成者は答弁することが可能なのか。また、質疑者からの希望に基づくのではなく、議案提出者と議案賛成者が協議して賛成者から

M まず、議案賛成者について説明します。 は、その成立に努力する立場の議員がなるこ ととされています。確かに賛成者になるとい ととされています。確かに賛成者になるとい ととされています。確かに賛成者になるとい

せん。出者の次の立場であることには変わりありま

できないと考えるのが適当です。 答弁を行うことについても、上記理由により 賛成者が協議した結果、賛成者から積極的に 疑者からの希望ではなく、 賛成者の答弁は可能と考えます。 会議を病気等の理由により欠席しているな えるのが適当です。 以上、賛成者が答弁することはできないと考 提出者の答弁を求めたとしても提出者がいる このようなことから、 審議の際に提出者が不在の場合に限り、 ただし、 Qのように質疑者が 議案提出者と議案 提出者が当日の 同様に、

参考 地方自治法

第112条 普通地方公共団体の議会の議員

については、この限りでない。 議案を提出することができる。但し、予算

- 者の賛成がなければならない。たっては、議員の定数の十二分の一以上の2 前項の規定により議案を提出するに当
- を以てこれをしなければならない。 第一項の規定による議案の提出は、文書

参考 行政実例 (昭和31年9月28日)

問

(第112条第2項の「八分の一以上(現 ま 112条第2項の「八分の一以上)の者の賛成」と

答

の質疑について 委員会で議案が修正可決された場合

です。

を提出した議員が行うことは可能か。 を提出した議員が行うことは可能か。 を提出した議員が行うことは可能か。 を提出した議員が行うことは可能か。 を提出した議員が行うことは可能か。

> 多くの議会では、 結果について、委員長が当該委員会に所属し **A5** 当該質疑に対する答弁を調整することが可能 る質疑の有無とその内容が明らかになるた ら、事前に委員会で可決された修正案に関す 含めて発言の通告制を採用していることか も委員長が質疑に答弁するべきと考えます。 で修正案が提出され、これが可決した場合で する委員長と解するべきであり、仮に委員会 対する質疑に答弁するのは当該委員会を代表 ていない議員に報告し、本会議での表決の参考 にしてもらうことを目的に行われるものです。 このことから、 委員長報告を行う本会議までに委員長が 委員長報告は、委員会での審査の経過と 委員会での審査結果報告に 委員長報告に対する質疑を

なお、標準市議会会議規則第41条に修正案の提出者に対し質疑をすることができる規定 可決された場合のことを定めているのではなく、本会議で修正案が提出された場合における質疑に関する規定です。よって、当該規定を根拠に委員会で修正案が再決した旨の委員を根拠に委員会で修正案が可決した旨の委員会で修正案が可決した論の委員会で修正案がありますが、当該規定とはできません。

参考 標準市議会会議規則

第40条 委員長の報告及び少数意見の報告が 終わったとき又は委員会への付託を省略し たときは、議長は、修正案の説明をさせる。 第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告 した者に対し、質疑をすることができる。 修正案に関しては、事件又は修正案の提出 者及び説明のための出席者に対しても、ま た同様とする。

06 議長の除斥について

陳情が提出された。 に利用できるようにすることを求める 当市議会に市民が議会図書室を自由

た。

「は、以前、陳情者が議会図書室の利用を現在の議長に求めたが、議員の使用を優先とすることを理が、議員の使用を優先とすることを理が、議員の使用を現在の議長に求めために陳は、以前、陳情者が議

いかという意見が出された。

当該陳情の取扱について議会運営委当該陳情の取扱について議会運営委当該陳情の取扱について議会運営委当該陳情の取扱について議会運営委

除斥なのか。このような陳情の審議の際、議長は

M 議長を除斥する必要は無いと考えます。 確かに、陳情書には図書室の使用を不許可とした議長の行為について記載されていますが、陳情の内容は議長に対してではなく、議が、陳情の内容は議長に対してではなく、議が、陳情の内容は議長に対してではなく、議が、東情の内容は議長に対してではなく、議が、東情の内容は議長に対してではなく、議が、東情の内容は議長に対してではなく、これが議は不利益が発生するものではなく、これが議は不利益が発生するものではなく、これが議長に対する直接的な利害関係がある事件と判している。

議事をすすめることは問題ないと考えます。
直接の利害関係が無い限り、議長を除斥する
が記載されていても、陳情の内容が議長との
が出載されていても、陳情の内容が議長との

参考 地方自治法

等117条 普通地方公共団体の議会の同母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参

することができる。 意があったときは、会議に出席し、発言

参考文献

地方自治関係実例判例集(ぎょうせい)議会運営実務提要(ぎょうせい)逐条地方自治法(学陽書房)

